

## 令和3年度佐倉城址公園管理業務委託事業者選定委員会設置要領

### (設置)

第1条 市が、令和3年度佐倉城址公園管理業務委託を委託するにあたり、その契約の相手方の選定を適正に行うため、令和3年度佐倉城址公園管理業務委託事業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 実施要領の確認に関すること。
- (2) 提案者を評価するための審査基準に関すること。
- (3) 提案された提案書を審査し、最も適した候補者を特定すること。
- (4) その他プロポーザル方式の実施に必要な事項

### (組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 都市部長
- (2) 都市計画課長
- (3) 地域創生課長
- (4) 産業振興課長
- (5) 文化課長

### (委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、都市部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名した者をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員長が欠けた場合又は委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員(代理人を含む。以下同じ。)過半数以上の出席をもって成立する。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところ

ろによる。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市部公園緑地課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めのない事項で、契約の相手方の選定等に関して必要な事項は、委員会の会議を経て委員長が定める。

附 則（令和2年12月24日決裁佐公第373号2）

この要領は、決裁の日から施行し、令和3年度佐倉城址公園管理業務委託の契約が締結された日をもって、その効力を失う。